

知的障害者旅客運賃割引規程

2019.10.1 制定

2022. 2. 25 現在

(適用範囲)

第 1 条 この規程は、知的障害者が、単独でまたは介護者とともに、当社線および東日本旅客鉄道会社線ならびに連絡会社線の連絡運輸範囲を乗車する場合に適用する。

(知的障害者)

第 2 条 この規程において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」(昭和 48 年 9 月厚生省発見第 156 号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けているものをいう。

療育手帳の様式は、次の各号のとおりとする。

(1) 事務次官通知により示された様式

(表紙)

<p>療 育 手 帳</p> <p>〇〇〇県 (市)</p>

(1 ページ)

写真 (縦 4 cm 横 3 cm で脱帽 して上半身を 写したもの)	第 号 平成 年 月 日交付 氏 名 〔 明治 大正 昭和 平成 〕 年 月 日生 〇〇〇県 (市) 印
— (1) —	

(大きさは、日本工業規格 B 列 7 番とする。)

知的障害者旅客運賃割引規程

(2ページ)

本人			
性別	住所		
男			
女			
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額		第一種、第二種知的障害者	
保護者			
氏名	続柄	職業	電話
住所			

— (2) —

(17ページ)

5 この手帳の判定欄の「A」「B」の記号は、障害の程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を意味します。

6 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中もかならずこの手帳をおもち下さい。

7 手帳を使えなくなることがありますので判定の記録欄に記載された「次の判定年月」までに児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定を受けて下さい。

— (17) —

(3～16 ページ省略)

(2) 「カード型療育手帳の仕様について」(平成 27 年 11 月 18 日厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課事務連絡) により示された様式

(表面) ※裏面は無地(証明等の押印欄)

療育手帳		〇〇県(市)第	号
交付		再交付	
氏名	生 性別	写真 2.7 × 2cm	
住所	続柄		
保護者氏名	住所		
住所			
障害の程度(総合判定)		公印 1.2 × 1.2 cm	
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額			
航空割引			
判定年月日			
判定機関		〇〇県(市)	
合併障害		身体障害 級	
次の判定年月			

(サイズ(縦 5.4cm×横 8.5 cm))

(3) 「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和 4 年 1 月 18 日国鉄事第 602 号国土交通省鉄道局長通知) によるものは、第 7 条に定める割引乗車券類の購入の際ならびに第 10 条に定める乗降の際および乗車中の呈示に限り、第 1 号および第 2 号に掲げる様式による療育手帳に代わるものとする事ができる。

2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者および第2種知的障害者に区分する。

(1) 「第1種知的障害者」とは次に掲げるものをいう。

ア 知能指数がおおむね35以下のものであって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

イ 肢体不自由、^{もう}盲ろうあ等の障害を有し、知能指数でおおむね50以下のものであって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外のものをいう。

3 第1種知的障害者及び第2種知的障害者の別については、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

第3条 知的障害者が、第1種知的障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。

2 前号の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められるものであって、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。ただし、6才未満の第1種および第2種知的障害者とともに乗車する介護者についてはこの限りではない。

(割引乗車券の種類) **第4条** 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券

第1種知的障害者が単独でまたは介護者とともに乗車する場合および第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(2) 定期乗車券

第1種知的障害者および12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(3) 普通回数乗車券

第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が、通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 知的障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線および当社線と東日本旅客鉄道会社線ならびに当社線と連絡会社線の連絡運輸範囲各駅相互間とする。ただし、知的障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線、東日本旅客鉄道会社線との片道の営業キロ100キロメートルを超える区間を乗車するときに限る。

(割引率)

第6条 知的障害者および介護者に対する割引率は5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入)

第7条 知的障害者が割引乗車券を購入する場合は、療育手帳を発行箇所に呈示し、口頭または適宜の申込書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。ただし、大人の知的障害者で当社鉄道線内を乗車する場合に限り、自動券売機により小児券を購入することができる。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、知的障害者と、その介護者とは、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払いもどし)

第 9 条 第 3 条第 2 項に規定するところに購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券について、ともに行う場合に限って取扱う。

(療育手帳の携帯および呈示)

第 10 条 知的障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、療育手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。(その他の取扱方)

第 11 条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

(乗車券の発行方)

第 12 条 知的障害者が療育手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、乗車券の券面に次の各号に定める表示をして発行する。

(1) 単独用として発行する乗車券

直径約 1cm



(2) 介護付用として発行する乗車券

ア ゴム印によって表示するもの

(ア) 知的障害者に対する乗車券

大人  直径約 1 cm

小児  直径約 1 cm

(イ) 介護者に対する乗車券

大人  直径約 1 cm

小児  直径約 1 cm

イ 定期券発行機により発行する定期乗車券

(ア) 知的障害者に対する乗車券 **育** 1 辺 約 0.4 cm、白抜文

字

(イ) 介護者に対する乗車券 **護** 1 辺 約 0.4 cm、白抜文字ウ

窓口処理機により発行する乗車券

(ア) 知的障害者に対する乗車券 (大人、小児用) **育** 縦 0.7cm 横

0.4 cm、黒文字

(イ) 介護者に対する乗車券 (大人、小児用)

護 縦 0.7cm 横 0.4 cm、黒文字エ 回数券発行

機により発行する回数乗車券

(ア) 知的障害者に対する乗車券 (大人、小児用)

割 縦 0.7cm 横 0.4 cm、黒文字

(イ) 介護者に対する乗車券 (大人、小児用) **割**

縦 0.7cm 横 0.4 cm、黒文字

(注) 知的障害者の小児定期乗車券は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には所定の表示をする。

第 13 条 削除

(自動券売機による乗車券の発行方)

第 14 条 第 7 条ただし書きによる小児券は、第 12 条に規定するゴム印を省略することができる。

第 15 条 削除